



# 太子水道センター移転のお知らせ

大阪広域水道企業団 太子水道センター（太子町役場内）は、

**令和6年10月1日**に板屋橋浄水場へ

**移転**します。



[住所]

太子町太子353-1

[電話番号]

0721-98-5536  
(移転前と変わりありません)

[営業時間]

9時～17時30分  
(土、日、祝日、年末年始を除く)

水道センターへお越しただかなくても、  
**各種手続き、料金のお支払い**が可能です！

✓水道に関する手続き（使用開始・中止、名義人変更）

○今までどおり、営業時間内は電話で簡単に手続きができます。  
また、インターネットからは、24時間いつでも手続きができます。

✓水道料金のお支払い

○水道料金のお支払いは、**口座振替**が簡単！便利！  
○納付書ではコンビニ、スマートフォン決済及び金融機関でお支払いできます。



みずまる

お問い合わせ先

大阪広域水道企業団

太子水道センター

☎0721-98-5536

水道センターの移転後も  
水道料金や水道に関する手続きは変わりません！



## ■ 移転の必要性について

Q：なぜ、水道センターの移転が必要なの？

A：各施設の監視制御や水処理、水道料金の徴収事務、給水装置工事の申請受付等の業務を一体的かつ効率的に事業運営を行うためです。

## ■ 水道料金や水道に関する手続きについて

Q：移転に伴って何か手続きが必要になるの？

A：お客さまに行っていただく**手続きはありません。**

Q：水道料金は、どうなるの？

A：これまでと**変わりありません。**

Q：これまで役場内の金融機関窓口で水道料金を支払っていたけど、利用できるの？

A：役場内の金融機関窓口は**移転しません**ので、これまでどおりご利用できます。

Q：水道に関する手続き（使用開始、中止、名義人変更）の相談・問い合わせは、どこにすればいいの？

A：太子水道センター（☎：0721-98-5536）にお問い合わせください。**【移転前と変わりありません】**  
水道に関する手続きは、電話や郵送による受付のほか、インターネットでの手続きが可能です。

Q：漏水を発見したときは、どこに連絡すればいいの？

A：道路上で漏水を発見した場合は、  
太子水道センター（☎：0721-98-5536）にお問い合わせください。

**【移転前と変わりありません】**

メーター以降のご家庭内で漏水を発見した場合は、  
企業団ウェブサイトに掲載する指定給水装置工事事業者へご連絡ください。



指定給水装置工事事業者は  
こちらから  
（企業団ウェブ）

## ■ 下水道について

Q：下水道の窓口はどうなるの？

A：下水道の窓口はこれまでと**変わりありません。**（太子町役場内）

## ■ 大阪広域水道企業団について

企業団は、市町村が共同で運営する一部事務組合（特別地方公共団体）で、給水量や構成団体数は日本最大規模の水道企業団です。

これまでに藤井寺市・泉南市・四條畷市・大阪狭山市・阪南市・豊能町・能勢町・忠岡町・熊取町・田尻町・岬町・太子町・河南町・千早赤阪村のご家庭などに水道水をお届けしています。